



AA日本ニュースレター

No.184

■ 日本のAAについて感じていること、期待していること(一応援団として)

2017, 5, 28 千葉県秋元病院アルコールデイケア 看護師 片岡 勝房

私が勤めている秋元病院にAAの広報やメッセージが入って久しい。効果は歴然としている。病院を退院して多くの人がAAで回復しており、中には30年以上のソーパーの方や代議員や評議員を経験してきた方もいる。AAがなかったらどうなっていたのでしょうか。もっと多くの方が命を失っていたに違いない。長年続けられてきた広報とメッセージから私たち医療者も共に本当に大きな希望と力をいただいております、心から感謝している。

このたび声をかけて頂いた機会に、友人として、応援団として感じていることについて御批判を覚悟で、耳の痛いことも忌憚なく、率直に書いてみました。AAの中からでは見えづらいことも第三者の目からならよく見えることもあるかもしれません。的外れな点がありましたら笑ってご容赦ください。

私は日常的にAAやアルコール依存症について身近な人や、見知らぬ人に良く話してきました。例えば電車で隣の席に座った人に名刺を渡し、ミーティング場の道を聞くと、バスを待っている時に、年賀状や、手紙を書く際に、研修場で集まった方に、学会であった人、ミーティング場の近く等々全国あちこちで良く話してきました。一万人を下らない方々の反応はとて素晴らしいものでした。

予想どおりでした。なぜならアルコール依存症者は109万人、多量飲酒者は980万人、身近で影響を受けている人は3040万人、つまり日本人の3~4人に一人がアルコール依存症かアルコールに問題があったり、その影響を受けて困っていたり、身近にそういう人を知っているのです。そしてどうしたら良いのか、だれに相談したらよいのか、どこに行ったらよいのか分からず困っているのです。石を投げれば当たるほどいと言うのが長年伝えてきた私の実感です。AAの皆さんはそのような状況を実感しているのでしょうか、危機感を持っているのでしょうか。

AAの主な広報活動であるアルコール専門病院へのアプローチは一定の成果を上げてきたと思います。しかし、その方法で伝えられているのはアルコール依存症者の4%ぐらいではないかと思えます。見方を変えると、主にこの方法に頼ってきたことこそAAが低迷している主要因ではないかとも感じています。なぜなら、大多数のアルコール依存症者は専門病院ではなく一般社会の中にいます。8割強の方は主に内科を受診しており、その3割程度はアルコールがらみの病気で受診しているのです。

AAはアルコール依存症の大多数がいるところに、どのようにアプローチしていくのかを真剣に考えていく必要があります。例えば、医療連携室との連携等、AAがすべきことは山のようにあり、猫の手も借りた

いほど。これは一部の人で出来ることではありません。メンバー全員の協力が必要なのは目に見えています。

熱心に広報活動を行ってきたある地区の広報フォーラムに招かれた際、駅周辺で5~60人に「AAをご存知ですか?」と尋ねてみました。反応は「AAって何ですか?」と、誰もAAのことを知りませんでした。これも予想どおりの反応でした。実は、日本全国各地でお聞きしても同じ反応が返ってきました。これが日本のAA42年の現状です。この現状認識からスタートしなければ日本のAAの先行きは暗い。多くのアルコール依存症とその周囲の方々切に希望の音信を必要としているにもかかわらず、そこに必要な音信が伝えられていない。この現状を、どう打開していくのか。

AAで言われている『提案』とはどのような意味なのか、どのように受け止める必要があるのか、まず、その共通認識を聞きたい。

『今日を新たに』の12月1日(336頁)には、**ステップが『提案』だというのは、飛行機からパラシュートをつけて飛び降りるときに、助かるためにパラシュートのひもを引くことを『提案』されたというのと同じ意味だ。**と、あります。『提案』とは命に直結するために、行動を求めているのです。AAのプログラムは行動を求められています。「行動のない信仰は死」と聞いたこともあります。これがAAのAAたる所以(ゆえん)。AAのメッセージや広報活動は命に関わるものです。

『絵で見る12の伝統』伝統11には、**AAのプログラムを通じて回復したアルコール依存症者が、AAのもつ最も強力な魅力である。何がきっかけでAAに助けを求めたのかをたずねれば、一番多く聞かれる答が、“一人のAAメンバー”である。もし私たち全員が全く身を隠していたら、その人たちのチャンスはほとんどなかっただろう。私たちの多くは、自分がAAに行っていることを、友人や隣人、上司、同僚、主治医、宗教者に話すことを選んだ。自分がAAメンバーであることを話しても、伝統11のいうアノニミティ(個人名を伏せること)の違反には当てはまらない。**と、あります。

